

【ごみステーション設置基準】

新規設置および設置場所変更の場合は、以下の基準を満たしてるか事前に確認を行ってください。

■ 利用世帯数

- ・ 燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラ製容器包装ごみ ➡ 概ね 20 世帯
- ・ 資源ごみ、有害ごみ ➡ 概ね 50 世帯

■ 収集路線上の距離

- ・ 概ね 100m に 2 か所を超えない
(資源ごみ及び有害ごみは概ね 100m に 1 か所を超えない)

■ 設置できない場所

- ・ 車両または歩行者が通行するときに、道路としての機能に支障をきたすような場所
- ・ バス停留所、消火栓、交差点、横断歩道、火災報知機などの付近で、ごみの収集車両が停車できない場所
- ・ 冬季間の除排雪の支障となる場所
- ・ 子どもの飛び出など道路交通上危険な場所
- ・ 常時駐車車両のある場所
- ・ 収集車両の方向転換に支障のある場所または建造物を損傷する恐れのある場所